

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部改正について

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 交通安全に関する市の責務等（第3条—第13条）

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備（第14条—第16条）

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進（第17条・第18条）

第5章 自転車の放置禁止等（第19条—第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

第1条中「を確保するとともに、都市の美観を維持し、あわせて、自転車利用者の利便の増進」を「の確保、都市の美観の維持、自転車利用者の利便の増進及び自転車の安全利用の推進」に改める。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）をいう。
- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 交通安全に関する市の責務等

第3条の見出しを「(市の責務等)」に改め、同条第1項中「市長」を「市」に、「関し、」を「関する」に、「の実施に努めなければならない」を「(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を実施する責務を有する」に改め、同条第2項中「市長」を「市」に、「自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関する施策」を「自転車安全利用促進施策」に、「その他関係機関」を「その他の関係機関(自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。以下同じ。)」に改め、同条第3項中「市長」を「市」に、「熊本市自転車駐車対策等協議会」を「第26条の熊本市自転車利用推進協議会」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同条を第4条とする。

第6条第3項中「の見やすい箇所に自己の住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、当該自転車」を削り、同条第4項中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 自転車の利用者等は、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号。以下「県条例」という。）第5条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。
- (2) 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯又は後方への反射器材に加え、自転車の両側面方向への反射器材を装備すること。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等（保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）及び高齢者の家族をいう。以下同じ。）は、県条例第6条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこと。
 - (2) その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合においては、前照灯の点灯、尾灯の点灯又は後方への反射器材の装備及び自転車の両側面方向への反射器材の装備をさせること。
- 2 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用に関する事項について助言をするよう努めるものとする。
 - 3 保護者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

第17条を第27条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(自転車利用推進協議会)

第26条 市長の附属機関として、熊本市自転車利用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、法第8条の自転車等駐車対策協議会を兼ねるものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
 - (1) 総合計画に関する事項
 - (2) 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の市町村自転車活用推進計画に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。

5 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条第2項中「第14条」を「第23条」に改め、同条を第25条とする。

第15条第1項中「第12条及び第13条第2項」を「第21条及び第22条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第21条」に改め、同条を第23条とする。

第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条を第20条とする。

第10条第2項中「協議会」を「第26条の熊本市自転車利用推進協議会」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 自転車の放置禁止等

第9条第1項中「生じさせる施設の設置者」の次に「(以下「施設の設置者」という。)」を、「供するため」の次に「、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例(平成21年条例第47号)に定めるもののほか」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策」を「市が実施する自転車安全利用促進施策」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2章を加える。

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

(交通安全教育の推進)

第14条 市は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育
- (2) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び活動の支援
- (3) 乗車用ヘルメットの着用の促進
- (4) 自転車の定期的な点検及び整備の促進
- (5) 第7条第1項の規定により学校の長が実施する同項第2号に掲げる事項に関する支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び交通安全団体(交

通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図り、必要に応じ、協力を求めるものとする。

(自転車利用環境の整備)

第15条 市は、関係機関と連携し、自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に努めるものとする。

2 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう努めるものとする。

3 市は、鉄道事業者等と協力して、自転車と公共交通機関の乗換えに資する施設の整備を行うよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自転車に係る利用環境の向上を図るため、関係機関、市民、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、鉄道事業者等、施設の設置者、交通安全団体等と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自主的な取組を行う市民への支援)

第16条 市は、自転車の安全利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第17条 自転車の利用者(未成年者を除く。)、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第11条から第14条までの規定に基づき、自転車損害賠償保険等に加入し、又は加入するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第15条の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に係る加入の確認及び情報の提供に努めるものとする。

3 学校の長は、県条例第7条第3項の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に関する啓発及び情報の提供に努めなければならない。

4 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、自転車を利用して通学する生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

(賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発)

第18条 市は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

第8条第2項中「第3条第1項の規定に基づき」を削り、同条に次の1項を加える。

3 鉄道事業者等は、前項に定めるもののほか、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力しなければならない。

第8条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(自転車貸付業者の責務)

第10条 自転車貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、県条例第10条に定める事項の実施に努めるほか、自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めるものとする。

2 自転車貸付業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車又は原動機付自転車の運転者の責務)

第11条 自動車(道路交通法第2条第1項第9号の自動車をいう。)又は原動機付自転車(同項第10号の原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

第7条第1項中「という。)は、」の次に「県条例第9条に定める事項の実施に努めるほか、」を加え、「あたっては」を「当たっては」に改め、同条第2項中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(学校の長の責務)

第7条 学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)の長は、県条例第7条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導

(2) 当該学校の教職員に対し自転車の交通安全教育に必要な知識を習得させるた

めに必要な研修の機会の提供その他の取組

- 2 大学、専修学校及び各種学校の長は、当該学校に在学する学生が自転車を安全に利用することができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
- 3 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、生徒の自転車通学を認めるときは、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第8条 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人（以下「事業者」という。）は、県条例第8条に定める事項の実施に努めるほか、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「新条例」という。）第26条第4項の規定により、熊本市自転車利用推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第26条第5項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(提出理由)

自転車の安全利用を促進するための各主体の責務の追加、市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備に関する規定の追加、自転車損害賠償保険等への加

入促進に関する規定の追加等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。